

令和 7 年度山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業業務委託に係る 企画プロポーザル実施要領

山鹿市・和水町が実施するインバウンド観光周遊バス実証運行事業業務(以下「委託業務」という。)の委託業者を選定するプロポーザルを次のとおり実施する。

1 業務の目的

熊本県では台湾の世界的な半導体企業であるTSMCの進出を契機とした国際線の新規就航や増便、交流拡大などで訪日客数は著しい増加をみせている。

これらの需要を山鹿市及び和水町に効果的に導くためには、阿蘇くまもと空港など交通要衝からの二次交通対策が重要であることから、山鹿市及び和水町への周遊バスを実証運行し、二次交通の充実を図ることで、持続可能な誘客促進につなげることを目的とする。

2 事業の概要及び委託する業務内容

別紙「山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業業務委託基本仕様書」(以下「基本仕様書」という。)のとおりに。

なお、この基本仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)までとする。

4 委託料

8,102 千円を上限とする。

(上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。)

5 参加資格等

次の(1)から(7)までに定める条件のすべてを満たす者であること。

(1)本委託業務に関するノウハウを有し、かつ本委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

(2)山鹿市一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱(令和3年山鹿市告示第162号。以下「要綱」という。)による審査の上、その結果の通知を受けた者であること。

なお、上記の通知を受けていない者で本企画プロポーザルに参加を希望する者は、山鹿市総務部防災監理課へ令和7年5月 23 日(金)までに入札等参加資格審査の申請を行うこと。

※物品購入契約等に係る入札等の参加資格審査申請書の申請に関する問い合わせ先
山鹿市総務部防災監理課監理契約係(山鹿市役所3階)

電話番号:0968-43-1113

<https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kiji0031977/index.html>

- (3)企画提案書受付期間において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4)企画提案書受付期間において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5)企画提案書受付期間において山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 17 年告示第 122 号)による指名停止期間中でないこと。
- (6)暴力団又は暴力団員もしくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下でないこと。
- (7)本事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う場合は、山鹿市個人情報保護条例(平成 19 年 12 月 25 日条例第 27 号)を遵守すること。

6 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

7 企画プロポーザルの参加登録

企画プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年5月 21 日(水)正午までに、企画プロポーザル参加表明書(様式 1)をメールにより提出し、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

【連絡先】E-mail:kankoh@city.yamaga.kumamoto.jp

電話番号:0968-43-1579

担当:山鹿市観光課 古家・野中

8 質問と回答

- (1)本企画プロポーザルに関する質問は、以下の連絡先に質疑書(様式2)をメールにより提出し、送信後、電話にて送信した旨の連絡を行うこと。なお、質問は令和7年5月 16 日(金)正午までとし、それ以降は受け付けない。
- (2)質問があった事項については、企画プロポーザル参加表明書の提出をした者及び当該企画プロポーザルについて質問した者へメールで回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

【連絡先】上記7を参照

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画プロポーザル参加申込書(様式3)
- ② 山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業業務提案説明書(様式4)
- ③ 山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業業務提案企画書(様式自由)
(A4 版、カラー印刷、両面印刷)
- ④ 委託業務実施スケジュール(様式自由)
- ⑤ 山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業業務委託参考見積書(様式自由)
- ⑥ その他(類似事業の実績等)

(2) 提出部数

6部(うち正本 1 部)

(3) 提出期限

令和7年5月28日(水)正午まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も正午必着)

(5) 提出先

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3

山鹿市観光課 担当:古家

(6) プレゼンテーション

日時:令和7年6月5日(木)

場所:山鹿市役所3階ミーティングルーム3(時間については別途連絡)

10 受託者の選定方法

9(1)の提出書類及び9(6)のプレゼンテーションをもとに、次のとおり行う。

(1)1次審査

次の事項について、別に定める審査要領に基づき1次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20 点
体制評価	・本業務遂行のために必要な運営体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20 点
内部評価	・提案内容は、創意工夫にあふれ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。見積金額は適正か。	20 点

(60 点満点)

(2) 2次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき 2次審査(プレゼンテーション)を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

分類	評価項目	配点
実施体制	・本業務遂行に当たり、十分な施行能力や類似業務の受託実績があるか。	10 点
	・本業務遂行のために必要な運営体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、円滑な事業運営ができるものとなっているか。	10 点
	・業務スケジュールが計画的で、事業実施が可能なものになっているか。	10 点
	・業務内容に対し、見積価格は適当か。	5 点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	5 点
企画内容	・ターゲットの興味・関心を引き、利用しやすい方法となっているか。 ・利用者を増やすため具体的かつ適切な提案があるか。	20 点
	・運行本数が十分に確保され、適切な車両が選択されているか。	10 点
	・ターゲットの志向や動向について分析を行い、それに沿った周遊コースが提案されているか。	20 点
	・仕様書の内容を上回る追加提案等の創意工夫がみられるか。	10 点

(100 点満点)

11 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画プロポーザルに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

12 費用弁償

本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。

13 結果の通知

本企画プロポーザルの結果は、採用・不採用に関わらず、後日、書面で通知する。

14 日程

(1)質問の受付および回答	令和7年5月 16 日正午まで(随時回答)
(2)参加表明書提出期限	令和7年5月 21 日正午
(3)入札参加資格審査申請書受付期限	令和7年5月 23 日
(4)企画提案書提出期限	令和7年5月 28 日正午
(5)事前審査(書面)	令和7年5月 29 日
(6)事前審査結果通知	令和7年5月 30 日(予定)
(7)本審査(プレゼンテーション)	令和7年6月5日
(8)業務委託事業者の決定	令和7年6月6日(予定)
(9)業務委託契約の締結	令和7年6月中旬(予定)
(10)事業実施	令和7年8月下旬～(予定)
(11)業務完了期限	令和8年3月13日

15 その他

- (1)提出された提案書等は返却しない。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3)プロポーザルの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4)プロポーザルの参加者が1者であってもプレゼンテーションは実施する。
- (5)契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6)山鹿市と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7)契約の相手方は、山鹿市が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (8)前項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に山鹿市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が過去2年の間に国(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。